

賃上げに関する総合評価に係るQ & A

Q 1 総合評価方式における賃上げ実施企業の加点措置は、いつから適用するのか。

A 1 総合評価落札方式により入札手続きを行う建設工事及び技術業務のうち、令和4年4月1日以降に契約を締結するすべての案件から適用としています。このため、令和4年度に契約締結する案件で、早期発注として令和3年度中に入札手続きを開始するものも対象となります。

Q 2 令和4年度における賃上げの効力（総合評価による加点）は、いつまで適用されるのか。

A 2 令和4年度の賃上げ引き上げ表明は、基本的に令和4年度の総合評価のみ加点されます。令和5年度以降の賃上げ引き上げ表明は、その年度の入札において加点評価することとなります。

Q 3 賃上げ対象期間には事業年度と暦年があり選択するようになっているが、どのように考えればよいか。

A 3 賃上げの表明は入札参加者の「事業年度」又は「暦年」のいずれかを入札参加者が選択することとしています。

「事業年度」の場合は、契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の事業年度において、前年度に対して賃上げを実施することを表明すれば加点対象となります。また、「暦年」の場合は、契約を行う予定の年の暦年において、前年に対して賃上げを実施することを表明すれば加点の対象となります。

なお、経年的に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることはないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならないよう留意願います。

Q 4 例えば事業年度が1月～12月の企業においては、事業年度と暦年の関係をどのように考えればよいのか。

A 4 令和4年度内に契約予定で事業年度を選択した場合は、令和5年事業年度（令和5年1月1日から令和5年12月31日）と令和4年事業年度（令和4年1月1日から令和4年12月31日）を比較することになります。また、令和4年度内に契約予定で暦年を選択した場合は、令和4年（令和4年1月1日から令和4年12月31日）と令和3年（令和3年1月1日から令和3年12月31日）を比較することになります。

Q 5 例えば事業年度が1月～12月の企業が令和5年の事業年度で賃上げ表明しても、前倒しで令和4年4月から令和5年3月までを比較することをもって、令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日）に契約する工事で加点評価を受けることは可能か。

A 5 「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置に係る賃上げ実績の確認の運用等について」（財計第452号。令和4年2月8日）「別紙2. 具体的な例」後段に「令和4年4月以降の最初の事業年度開始時よりも前の令和4年度中に賃上げを実施した場合は、その賃上げを実施したときから1年間の賃上げ実績を評価する。」と記載されているとおり、事例については可能と理解しています。

Q 6 賃上げは、下請企業や再委託先といった者も対象となるのか。

A 6 国との直接契約の相手方である元請け企業を対象としており、下請企業や再委託先は対象としておりません。

Q 7 賃上げ基準に達していない場合の措置について、非落札者も対象となるのか。

A 7 非落札者は対象となりません。落札者のみが対象です。

ただし、賃上げ表明企業において、当該案件が非落札者となったとしても、他の案件で落札者となっていれば、当該企業に対して賃上げ実績の確認は行うこととなりますので留意願います。

Q8 賃上げ評価基準となる賃上げ率が大企業と中小企業で区分されているが、中小企業の定義について教示願う。

A8 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項又は第3項に該当する法人としており、一般に資本金が1億円以下で、法人税率が19%以下となっている法人です。

中小企業基本法における分類（資本金3億円以下）ではありませんので、注意願います。

Q9 複数年にわたる国債工事については、初年度のみが賃上げ実績の確認対象と考えれば良いか。

A9 この取り組みは企業としての賃上げ促進を目的としており、将来の目標を入札時に表明、評価する仕組みとなっていますので、賃上げ表明書に記載頂いた期間（各企業の事業年度又は暦年）での実績確認を行うものとしています。

Q10 共同企業体における賃上げ表明及び減点措置については、どのようになるのか。

A10 賃上げ表明をした共同企業体が加点評価となるためには、共同企業体に属するすべての企業（代表者及び構成員）が賃上げの表明をする必要があります。

また、共同企業体における減点措置の対象は、当該共同企業体及び表明書の賃上げ基準に達していない企業が減点となり、当該基準に達している企業は減点の対象となりません。